



資料編

|| 1 用語解説

あ行

【アクセシビリティ】

年齢や障害の有無に関係なく、だれでも必要とする情報や情報に関するサービスにたどり着け、利用できることです。

【イメージハンプ】

道路で、舗装の色や材料を一部分だけ変え、凹凸があるように見せかけたものです。ドライバーに注意をうながし、自動車の速度を落とさせるために設けます。

か行

【合計特殊出生率】

その年の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。

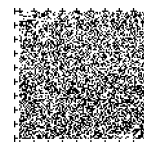
さ行

【自主防災組織】

災害時に備え、災害を未然に防止し、または被害を軽減するために、地域住民が連携・協同して自主的に設置し、地域で活動する組織です。

【身体障害者手帳】

身体に障害のある人が、各種サービスや支援を受けるのに必要な手帳です。身体障害者とは、身体障害者程度等級表に該当する障害により都道府県から障害の認定を受けて手帳を交付された人をいいます。



た行

【東京都福祉のまちづくり条例（平成7年3月16日平成7年条例第33号）】

この条例は、福祉のまちづくりに関し、東京都、事業者及び都民の責務を明らかにするとともに、福祉のまちづくりに関する施策の基本的な事項を定めることにより、都、特別区及び市町村、事業者並びに都民が相互に協働して福祉のまちづくりを推進し、もって高齢者や障害者を含めたすべての人（高齢者、障害者、子ども、外国人、妊産婦、傷病者その他の年齢、個人の能力、生活状況等の異なるすべての人をいう。）が安全で、安心して、かつ、快適に暮らし、又は訪れることができる社会の実現を図ることを目的としています。

な行

【ノーマライゼーション】

ノーマライゼーションとは、「障害のある人を特別視することなく、社会の中で普通に生活できる条件を整えるべきであり、そうした社会をつくり上げていくべきである。」という考え方です。また、「障害の有無にかかわらず、すべての人が地域社会の中でごく普通に生活できること。」という意味でも使われています。

本計画では、「すべての人が社会の中でごく普通に生活できる権利があり、そうした社会を実現すべきである。」といった意味でこの言葉を使っています。

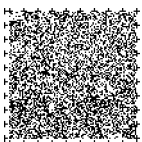
【ノンステップバス】

バスの床を低くして乗降口の段差を無くし（ノンステップ）、車椅子等でも利用しやすくしたバスのことをいいます。

は行

【バリアフリー法「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年6月21日法律第91号）」

この法律は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性にかんがみ、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的としています。



【バリアフリー法に基づく基本構想】

バリアフリー法第25条（移動等円滑化基本構想）において、市町村は、旅客施設の周辺地区など、高齢者や障害のある人等が利用する施設が集まった地区（重点整備地区）について基本構想を作成することができるとされています。

【避難行動要支援者】

災害等により避難が必要となった場合に、自力での避難が困難で、避難にあたって特に支援を要する人をいいます。

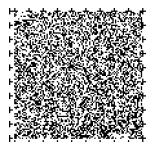
ま行

【マウントアップ歩道】

歩道部分が車道部分より高い歩道で、自動車等が宅地へ円滑に入れるよう歩道に傾斜を設けているため、歩道の幅員が狭い場合は平坦な部分を確保できず、車いす利用者等にとって通行に支障がある歩道です。

【民生委員・児童委員】

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員（非常勤）であり、ボランティアとして地域住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助等を行っています。また、民生委員は児童委員も兼ねることとされており、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等も行っています。



|| 2 福生市地域福祉推進委員会条例

平成16年3月30日条例第13号

改正

平成21年12月21日条例第31号

福生市地域福祉推進委員会条例

(設置)

第1条 市民の福祉向上を図るとともに、すべての市民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる活動への参加機会が得られるよう、地域福祉を推進するため、福生市地域福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市民の福祉向上と地域福祉の着実な推進を図るため、高齢者福祉、介護福祉、障害者福祉、児童福祉その他地域福祉推進に必要な事項について調査、審議し、その結果を市長に報告する。

(組織)

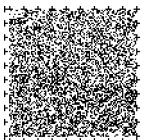
第3条 委員会の委員は、22人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者に対し、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 1人以内
- (2) 福祉保健関係機関の代表 10人以内
- (3) 医療関係機関の代表 4人以内
- (4) ボランティア団体の代表 2人以内
- (5) 公募による市民の代表 4人以内
- (6) 社会福祉法人福生市社会福祉協議会の代表 1人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。



(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、かつ、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉保健部社会福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

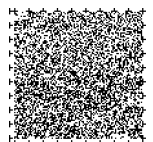
(会議招集の特例)

- 2 この条例施行後、最初の会議については、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集し、かつ、会議の議長となる。

附 則 (平成21年12月21日条例第31号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。



3 福生市地域福祉・バリアフリー事業推進会議設置要綱

平成17年 2月15日決定

改正

平成19年 4月 1日 要綱第28号

平成22年 4月 1日 要綱第 7号

平成26年 7月 1日 要綱第24号

平成27年 4月 1日 要綱第29号

平成29年 4月 1日 要綱第21号

福生市地域福祉・バリアフリー事業推進会議設置要綱

(設置)

第 1 条 福生市地域福祉計画及びバリアフリー推進計画を効果的に推進するとともに、その推進状況の管理及び把握を行うため、福生市地域福祉・バリアフリー事業推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 福生市地域福祉計画に関すること。
- (2) 福生市バリアフリー推進計画に関すること。
- (3) その他福祉に関すること。

(組織)

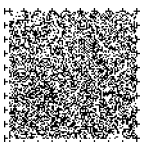
第 3 条 会議は、座長及び委員をもって組織する。

- 2 座長は、福祉保健部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(座長の職務等)

第 4 条 座長は、会議を代表し、会議を総括する。

- 2 座長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ座長が指名した委員がその職務を代理する。



(招集)

第5条 会議は、座長が招集し、かつ、会議の議長となる。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させて説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第6条 会議に作業部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会は、部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長は、社会福祉課長の職にある者をもって充てる。
- 4 部会員は、会議が指定した者をもって充てる。
- 5 部会は、会議から付託された事項を審議する。
- 6 部会は、部会長が招集し、かつ、会議の議長となる。

(庶務)

第7条 会議及び部会の庶務は、福祉保健部社会福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年2月15日から施行する。

附 則（平成19年4月1日要綱第28号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日要綱第7号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年7月1日要綱第24号抄）

(施行期日)

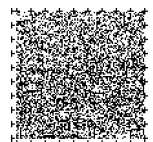
- 1 この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日要綱第29号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

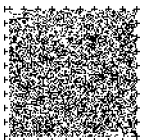
附 則（平成29年4月1日要綱第21号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。



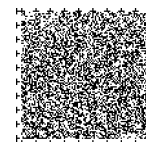
別表（第3条関係）

企画調整課長 総務課長 社会福祉課長 障害福祉課長 介護福祉課長 子ども育成課長 子ども家庭支援課長 健康課長 まちづくり計画課長 道路下水道課長 施設公園課長 教育総務課長 生涯学習推進課長



4 計画策定までの経過

年月日	事項	内容
令和2年7月8日	令和2年度第1回福生市地域福祉・バリアフリー事業推進会議（書面開催）	書面開催（資料配布） ・第3期福生市バリアフリー推進計画（令和元年度）進捗状況について
令和2年7月29日	第2回福生市地域福祉推進委員会（書面開催）	書面開催（資料配布） ・第3期福生市バリアフリー推進計画の令和元年度進捗状況について ・福生市バリアフリー推進計画 次期計画に向けた課題のまとめ
令和2年8月27日	第1回福生市地域福祉・バリアフリー事業推進会議作業部会	・第4期福生市バリアフリー推進計画の進捗状況について
令和2年9月30日	第3回福生市地域福祉推進委員会	・第4期福生市バリアフリー推進計画目次構成案ほかについて
令和2年10月8日	第2回福生市地域福祉・バリアフリー事業推進会議作業部会	・第4期福生市バリアフリー推進計画（素案）について
令和2年10月30日	第2回福生市地域福祉・バリアフリー事業推進会議	・第4期福生市バリアフリー推進計画（素案）について
令和2年11月11日	第5回地域福祉推進委員会	・第4期福生市バリアフリー推進計画（素案）について
令和3年1月5日 ～1月19日	計画案への市民意見の募集（パブリックコメント）	
令和3年1月26日	第6回地域福祉推進委員会（書面開催）	書面開催（資料配布） ・第4期福生市バリアフリー推進計画（案）について



第4期福生市バリアフリー推進計画

令和3年3月

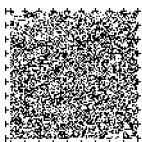
発行 福生市

編集 福生市福祉保健部社会福祉課

〒197-8501 東京都福生市本町5番地

TEL 042-551-1511(代表)

FAX 042-552-5150



用紙は再生紙を使用しています。



